

迎春一年頭にあたって、

がれき問題の現状と今後に向けて

2013年1月3日

環境ジャーナリスト 青木泰

1 昨年からがれきの問題に取り組み始め、昨年1月に「空気と食べ物の放射能汚染」を出版し、その後1年講演会・学習会に全国の皆様からお呼びいただき、その先々で情報交換会を開催させていただき、そこで得た情報をその都度皆様にお知らせしてきました。

1) がれきの広域化に反対する住民活動の到達点

放射性物質に汚染された可能性の高いがれきを全国の市町村に運び、市町村の焼却場で焼却する有害物汚染の原則、「拡散」「焼却」「希釈」してはならないという世界の原則を破るがれきの広域化に対しては、予定された自治体では多かれ少なかれ反対活動が、展開されて行きました。

がれきの受け入れに手を挙げた自治体では、住民は「放射能汚染による影響」「汚染の危険性」「チェルノブイリの教訓」「がれきの広域化問題」「食べ物への汚染」など様々な角度から学習会や講演会を企画し、がれきの問題については、木下黄太氏、山本太郎氏、池田こみち氏、奈須りえ氏、藤原寿和氏他多くの方々を講師にした講演会を企画し、反対活動を展開して行きました。全国で企画された講演会は、数百を下らない形で行われ、地方・地域のメディアでも取り上げられました。自治体によっては、同時にこれらの講師を呼んだり、事態の進展に合わせて、複数人に呼び掛けるなどの取り組みを行いおそらく、日本の住民活動としては、かつてない反対活動が展開されたと言えます。

そうした中で住民団体にとって闘いの大きな手段となったのは、インターネットです。全国的な情報の交換を始め、地域ごとの住民団体によるMLやブログが作られ、行政交渉や住民へのアピール活動、行政の計画決定や執行への抗議活動や説明会の開催要求、説明会での疑問点の提出など実に様々な活動が行われてきました。

全国メディアががれき問題で住民サイドの声を届けるという点で、機能不全になった分、住民側は、インターネットを使い最新情報を交換し、短時間の間

に行動日程を通知し、さまざまな諸行動を成功させる中で、国や環境省、それに協力する自治体と言う巨大な力に対抗してきたと言えます。

その結果結論的に言うと多くの自治体でがれきの受け入れは、ストップさせることが出来ました。現状でがれきの受け入れを今も継続し、進めようとしている自治体から読み取ることができるのは、被災者を救うという建前すら放り出した政治的な姿勢です。その受け入れ処理が、被災地の復興に繋がるという筋道さえ示すことができず、被災地の自治体から要望があるという一点で受け入れを進める姿勢です。

国や環境省が進めてきた1兆円の政策を、いまさら間違いだったと収束する訳にはゆかないというメンツ、反対活動の拠点になってきた自治体には、何としても強行したいという権力側の政治的意思だけが目立つ形になっています。

翻って日本の住民活動が、1兆円の巨大予算をバックにして、政府広報などの宣伝費を潤沢に使った国や環境省と、それに迎合する自治体権力との闘いに勝ったという事例は、過去になかったのではないかと思います。今がれきの広域化は過去になかったことをあと一步のところできやり遂げつつあります。

現在最後の闘いの真最中ですが、受け入れ先として強引に進められようとしているのは、がれきの受け入れに疑問を挟むことを許さず、強力に進めてきた東京都。反対運動が拠点的に戦われてきた北九州市や静岡県、大阪府・市、富山県、埼玉県、秋田県などです。

2) がれきの広域化は復興予算の流用化そのものだった。

がれきの広域化という国が全体重をかけた政策課題は、実は復興予算の流用だったことが分かりました。（週刊金曜日「がれきの広域化も復興予算の流用化だ」2012年11月23日号参照—青木泰ブログ）その点を知られた国は今広域化の手直しに入りつつあります。

広域化が復興予算の流用だったことは、宮城県発のがれきの広域化量344万トンの内293万トンは、石巻B（ブロック）発のものだとされていたのが、石巻Bのがれきは、プロポーザル審査を経て、鹿島JVに全量業務委託され、宮城県が広域化で持ち出すがれきは、1トンたりともなかったという事実によっても暴かれました。（宮城県住民監査請求意見補充書〈添付〉）

国や環境省は、昨年第3次復興予算でがれきの広域化を含む予算を11月21日に決定しましたが、その時点で少なくとも293万トンと言う架空のがれきに予算を付けていたのです。

これ自体は許すことのできない大変な事実です。311の東北大震災で私たちは、息をのむ被災地の実情を知り、全国からボランティアが駆け付け、寄付を行うなど、それぞれの立場で支援を行いました。家族や友人を亡くした人々の哀しみに応え、がれきの処理を手伝い、被災者の慰問に訪れ、被災者の支援を行う中で、一刻も早い東北の復興を計りたいという願いが全国にあふれました。

ところが、環境省や被災県（少なくとも宮城県）の担当者は、よりによって被災者の支援、被災地の復興を名目にしがれきの処理予算を計上するにあたって、県が鹿島JVに業務委託していたことを知りながら、国家予算にも2重に計上していたのです。石巻Bからの広域化量293万トンは、全くの架空の値でした。

東京都への広域処理費が1トン当たり61,318円。北九州市へのそれが、76,544円と宮城県が発表していますが、（石巻ブロック広域処理比較）ざっくり7万円弱として「293t×7万円」で、約2000億円の無駄使いです。多くの国民の血税を巻き上げ、しかも使うべき復興に役立てず、無駄な事業に流すことによって、（おそらく）事業者からのバックペイに預かる。全く許せない行為です。

これは地域の巡回にあたる警察官が、その地域の空き巣に入るような出来事です。この問題は見過ごすことはできません。見過ごせば私たちが住む社会の根本的な規範を崩すことになってしまいます。

税を徴収したお金で、生活を営む、官僚や為政者が、被災者支援を名目に利権に走るというのです。メディアの中で働く記者たちもこの点については、見逃すことは許されません。ここまでひどい広域化疑惑を社会がチェックできなくなれば、おそらく社会は不正が横行し、強権的なファッショ的な権力がその上に君臨する社会が作り出されることになると思います。私たちの未来社会にそのような社会を残すわけにはゆきません。

この事実を含む北九州市への違法ながれきの持ち込みに対し、北九州市市民検討委員会の斉藤利幸弁護士が民事訴訟を用意し、北九州市と宮城県に対して数百人の住民による民事訴訟を起こしました。

また同委員会名で北九州市、宮城県に北九州市へのがれきの広域化=受入れを進めれば、違法行為となり、そこで交付金を受け取れば、犯罪行為になるとの通知も行いました。

こうした働きかけの結果もあって、環境省や宮城県は、がれきの広域化の修正一見直し作業に入ったと言えます。

5月の環境省のがれき推計量の見直しの発表後の後でさえ、環境省が発表した広域化予定先は、16都府県ということでしたが、現状東京都と北九州市他数か所であり、実質消えてしまいました。

岩手県発は、大阪市、静岡県、埼玉県、富山県、秋田県などに昨年の秋から持ち込まれ、今後も持ち込まれる予定となっていますが、それらの持ち込み予定量も5月の発表の軒並み2割ぐらいに削減されています。(通常予定していた1~2割が下方修正されたということはあっても、あまりの削減量です。そうした場合、もともとの必要数量の見直し、本当に必要だったのかの検討に入ります。)

3) 環境省の計画変更の足跡

宮城県発のがれきの発生量は、1昨年9月には、1819万トンと発表され、その後1570万トンと修正されていました。

昨年に入って大きな変更として注目を浴びた第一弾は、5月21日の環境省発表の「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」において、がれきの発生量を大幅に下方修正したことです。この見直しでは、1570万トンをさらに1/4 (=400万トン) 減らして1154万トンに再修正しました。理由は、住宅地図と津波侵入区域からがれき総量を推計したが、太平洋に流された分を計算に入れなかったことによると発表されました。

広域化の9割を占める宮城県が、がれきの量を大幅に減らした。これで広域化はお終いだと考えていたところ、この後間髪を入れず、岩手県発のがれきの発生量は逆に見直しによって増えた言うNHKの報道が流れました。私はネットで「宮城県では、太平洋に持って行かれてがれき量が減ったという中で、岩手県が増えたというのは、その分岩手県に流れ着いたのか？」とこの情報自体のおかしさを訴えました。

結局予想した通り、実際には増えたのは津波堆積物=土砂であり、広域化の対象となる木くずや可燃物は、岩手県でも35～40%減っていたことが、「岩手県災害がれき処理詳細計画（改訂版）＜2012年5月＞」でわかりました。

この第一弾の修正の直接のきっかけは、2012年4月19日のモーニングバードのがれき問題の放映だと私は考えています。その中で宮城県のがれき担当課長が広域化しなくとも処理できるという発言をしました。

モーニングバードは広域化問題の矛盾点を、広域化の9割を占める宮城県で実際に広域化を必要としているかに取材を絞り、その必要はないという担当課長の発言を引き出し、見事に問題を暴き出しました。

環境省の5月21日の見直し発表は、この発言に対処する見直し発表だったということが出来ます。

しかしながらこの見直し発表後に環境省の担当部署である廃棄物リサイクル対策部のHPでは、この発表後も宮城県発のがれきの受け入れ先として16都府県の名を挙げ、岩手県発の広域化必要量は、可燃物、木くずで約89万トンと発表していました。（ただしその分は、受け入れ先の自治体によっては、不燃ごみも計算に入れたり、宮城県発と合わせてと言う概略の数値でした）

変更の第2弾は、この2か月後の8月7日、環境省の「工程表」の発表です。今度は、宮城県発のがれきの受け入れ先として北九州市、東京都を数字を上げて掲載し、茨城県他が検討中と発表し16都府県はほとんどかき消されたのでした。岩手県発は、先の89万トンから約15万トンに減っていました。（ただし89万トンは岩手県発の可燃物、木くずの合計でないため、直接の比較はできませんが、現在受け入れが問題になっているところは、5月の発表の2～3割に軒並み減っていました。）

いずれにせよ環境省がこれまで発表してきた広域化必要量が、発表のたびに修正され、根拠のない適当なものだということが分かってきました。

しかも修正された理由の発表すらありませんでした。これは国会での追及の課題となるでしょう。

そして最後に大きい変更の第3弾は、宮城県9月議会（9月11日から）で発表された宮城県石巻ブロックの鹿島JVとの契約変更です。契約量の過半が下

方修正されるという前代未聞の変更です。（緑の情報特版NO7「木くずが100万トン消えた」—青木泰ブログ、九州おひさまプロジェクト）

この変更では、
がれき総量は、685万トンが、310万トンに55%も下方修正
津波堆積物は、292万トンが、43万トンに85%も減り、
木くずは、115万トンから4万トンに97%の減りました。

つまり明らかに過大な見積りを行っていたことが分かります。
この処理量の過半以上の下方修正にもかかわらず、契約金額は、1923億6千万円から1482億6、156万5550円に約2割の440億円の削減でしかありません。（この計算は、すでに設置したプラントを除く、処理費1527億円を約半分の887億円にし、約640億円削減し、追加投資分約200億円との差し引きで計算している。）
元々処理量を正しく見積っていたら、契約額自体1000億円で済み、482億円も無駄に使う必要はなかったこととなります。

こうした結果、環境省の発表するがれきの広域化必要量は、その後全く定まったものになっていません。当初広域化必要量は、2県で400万トン、宮城県発344万トン、岩手県発57万トンと発表していましたが、現状は、宮城県発も岩手県発も10万トン前後でしかありません。こうした状態なので被災県が本当に必要としているのかのデータは示されていません。

広域化の9割を占め、その8割5分を占めていた石巻Bのがれきの業務委託量が375万トンも減ったということは、それだけ被災地にはがれきが無くなったということです。しかも被災地での計画量と契約金額からすれば、被災地で処理すれば、1トン当たり約2万円で済むということです。契約量を375万トン下方修正しながら、わずか2万3千トン（北九州）と6万1千トン（東京都）合計10万トンに満たない量を契約継続したり、新たに契約する必要があるのか誰が考えてもおかしいと言ったこととなります。

“安く”契約しているがれきを引っ剥がし、高い契約の広域化に持って行く、それだけでも、合理性に欠け、「最小の経費で最大の効率を図る」ことを自治法義務付られている自治体として失格と言え、それが住民監査請求の対象になるのは、当然の成り行きと言えます。（宮城県—がれきの広域化への住民監査請求書<青木ブログ参照>）

がれきの広域化にあたっては、国の交付金によって手当てされることになっています。しかし交付金等の補助金は、補助金適正化法によって適法に、合理性を持って事業が行われたのかの判断を受けることになっています。

当初、被災自治体からの交付金の支給を求める申請に対して環境省が交付金を出すという「査定」（交付金を出すという認定）を行っていても、今回のように適法性に欠け、矛盾を多く含んだ広域化に対して、そのまま交付金が支出されることは考えられません。

がれきの排出一受け入れの協定を結び、受け入れを諮れば、そのような国費使い方について、私たちは異議を申し立てし、国費の支給をストップすることが必要です。

昨年3月に結成され、3月26日の環境省交渉を実現させた326政府交渉ネットでは、今年の2月12日（火）に全国活動団体、活動家交流集会を行います。（時間：13時30分～場所：池袋勤労福祉会館、なお同日夜には、同場所において：がれき処理とアスベストの講演報告会、）3月に環境省交渉を実施するように準備を進めています。＜*1＞

その際これらの点は課題になってきます。

4) 仙台市民オンブズマンもがれき処理に注目

宮城県におけるがれきの広域化のあまりのずさんさに異議を唱え、宮城県の住民による住民監査請求が2012年11月29日に行われ、12月26日には、補充意見の聴取が行われました。主体となったのは、九州ひまわりプロジェクトの呼び掛けによって、宮城県に結成された「おひさまプロジェクト・宮城」の皆さんです。

その折も折12月26日付の河北新報で、「がれき処理費文書、宮城県、当初大半開示せず」が報道されました。仙台市民オンブズマンが宮城県の石巻地区（鹿島JVとのがれき処理委託契約）、亘理地区でのがれきの処理契約を巡って、「両地区のがれき処理委託費を減額する過程が分かる一切の文書」の提出を求め、情報開示請求を行い、宮城県が当初372枚の文書を開示していたが、オンブズマン側が、改めて「他に文書があるはず」と求めたところ、1400枚を追加提出し謝罪したという報道です。（添付参照）

その中で宮城県は、「当初1400枚しか公開しなかったのは「意図的ではなくミスだった」「震災後の昨年3月から今年11月まで県情報開示条例に違

反するケースは、今回のがれき処理の文書以外なかった」と釈明したと書かれていました。

これに対してオンブズマンは、「多くの県民は『文書はこれだけしかない』と言われたら信用し、それ以上は公開請求しないだろう。重大なミスで県は情報開示条例の重要さを分かっていない」と指摘したとあります。

仙台を中心とする東北地域では圧倒的な購読者数を持つ河北新報が、宮城県のがれき処理問題に、いよいよ踏み込む報道です。

仙台市民オンブズマンへの情報開示のでたらめさを批判する報道ですが、その内容のターゲットは、私たちが追及してきた宮城県の鹿島JVとの契約が含まれています。オンブズマンと連携して、宮城県のずさんながれき処理の実態を暴いて行きたいと考えています。

ところで私も宮城県には何度か情報開示請求を行っていますが、県の今回のような違法な対応は、今回に限ったことではありません。私が8月28日に情報開示請求を行なった案件、“東京都に広域処理で運ぶがれきを、女川町から直接持ち込むことにした経過が分かる文書”については、15日以内の期限日が9月11日でしたが、10月31日まで延期したいという通知が来ました。条例上は延長にあたっては具体的に理由を記載することになっていますが、延長理由は、「請求に係わる文書の内容が複雑であるため」と実に抽象的の文言でした。しかもなぜ50日間も延長するのかと言う理由の明示に欠けていました。

このような理由で15日後に開示すると条例で明文化されてきたことが、65日に延長されれば条例の意味が無くなります。明らかに条例違反の対応です。

このまま放置すれば、順次繰り延べになると考え、斉藤弁護士に相談し、私が請求したものと同一請求を行ってもらったところ、宮城県から電話がかかってきて、すぐに出せるということになりました。

それが仙台市民オンブズマンへの釈明で、「違反するケースは今回のがれき処理の文書以外になかった」と平気で語っているのです。全くインチキな役人たちです。

5) メディアの劣化と住民サイドに立つ専門家の働き

がれき問題に見るメディアの劣化は、この1年目に余りました。政府広報のCMを各紙が広告宣伝したのが大きな理由だろうと私は考えています。少なくとも世論を二分する問題に大新聞が政府広報を大広告するのは、明らかに間違いです。これでは冷静な論評を行うことができなくなります。この件についてあれだけ世論調査が好きな大新聞が世論調査を控えました。

一方私自身何度も記者会見に立ち会い、記者の質問の端々から記者自身の中に自分で考える力が無くなっているのでは思う場面がたびたびありました。

また大メディアの記者の中には、はっきりと「低線量内部被曝」は禁句になっている。それが許されるのは、夜中の番組だけだと語る人もいました。

メディアの管理部門がこれでは若い記者たちは、事実を書いても記事にならない、没にされる。そのような中で蛮勇を奮って、立ち向かうのか妥協するのか、格闘する日々なのでしょう。しかし冷たく言えば、日々研鑽し、住民サイドのニュースを入手する努力をしなければ、たぶん筆先の鋭さを無くしてゆき、記事になる「行政情報」を書き写すことが習いになるのではと考えます。

メディアによる事実情報を伝えることの劣化の中で、がれき問題を闘いました。そうした中でインターネットメディアの働きは大変重要になってきていますが、ネットでの影響を現実の世界の影響力に拡大するためには、週刊誌や月刊誌、ミニコミでの情報発信に繋げて行くことが大変重要で、今回のがれき問題では、大まかに以下のような動きがありました。

- ① 昨年1～3月においてネット上ではがれきの反対が主流になりました。放射能汚染、がれきの拡散より人の受け入れを、非汚染地は安全な食材の供給場所として確保を等々の意見が広がってゆきました。
- ② 現実の世界では、がれきの広域化に向けて絆キャンペーンが大々的に展開され、がれき受け入れ＝被災地支援＝復興が展開。「連合」が受け入れ賛成を表明し、多くの国会議員が受け入れ賛成の連絡会を作るといった体制翼賛会のような状況になっていました。
- ③ 神奈川県では、東京に続いて導入が図られました。がれきを焼却した後の焼却灰を横須賀市の芦名の処分場に埋め立てることを周辺自治会が認めるのかどうか最大の争点となりました。自治会の若手が受け入れ反対に動き、お母さん達も集会を行い、長老たちも「ベクレルかシーベルだか訳が分からないがそんな訳の分からないものを埋め立てる訳にはゆかない」と反対表明し、横須賀市も反対表明し、神奈川県の受け入れ拒否に繋がりました。理念の世界だけでなく、処分場問題を抑えれば、現実にはがれきの受け入れを阻止できると言うのは大きな成果でした。
- ④ そうした中で週刊誌でも3月から4月にかけて5誌で取り上げ、週刊誌の世界では圧倒的に反対が広がりました。
- ⑤ 環境省が神奈川県への導入と同時期に予定していた静岡県島田市での闘いも、反対の市民活動の影響が、最終処分場の地権者や周辺農家に伝播し、市

民、周辺農家、地権者の3者連携が出来、地権者の有志が、受け入れ反対へと動いてくれました。

- ⑥ そうした中で受け入れに手を挙げた全国の自治体で、反対する住民が環境省との交渉の必要性を訴え3月26日の環境省交渉が、服部良一衆議院前議員の努力で院内集会として開催することができました。その場で環境省に対して広域化についてのさまざまな疑問点を質問し、幾つかの事実を認めさせました。「放射性物質について知見がなく、広域化による安全性が担保されていなかったこと」や「受け入れが遅れているから復興が進まないというのは事実が違っていたこと」また島田市の試験焼却のデータから「バグヒルターでは60～80%しか除去できない」事実なども示し、環境省のがれき広域化政策の矛盾点に迫りました。

326によってがれき問題にかかわる人たちが全国規模の連携を計れることになりました。

今回、大メディア対策の道筋として実践的に学んできたことは、
第一にまず情報の流れを私たちが意識的に作り出して行くこと、「ネット社会でがれきの問題を広く明らかにし」続いて「週刊誌が取り上げ」そして「新聞やTVに主張を広げる」今回は、こうした流れの延長線上に先に話したモーニングバードの報道、国や環境省のがれきの政策の矛盾の根幹に迫る報道が行われ、絆キャンペーンで押さえられていた状況を一変させることができたと言えます。

そして第二にやはり大きかったのは、各地の活動を全国的に結びつけた326が結成されたこと、それに加え、全国各地で拠点的に闘うブログやMLが立ち上がり、各地の拠点的な闘いが引っ張って行ってくれたことです。北九州市、大阪府市、静岡の島田市の闘い、そして富山県や埼玉県での闘い。各地での住民活動が結びついて、生きた有用な情報が自然に選択できるネット民主主義とでもいうような状況が生み出されました。

それに加え第三に新たな専門家、専門家集団がつくられてきたことです。
モーニングバードの放送があり、がれきの発生量の見直しが行われた後、がれきの広域化が本当に必要なのかに大きくメスを入れた報告が、環境省総合研究所（青山貞一、池田こみち、鷹取敦各氏）と奈須りえ大田区議らによる報告です。がれきの広域化処理が本当に必要なのかと言う実証的科学的分析とその発表はその後の展開を大きく決定づけました。（環境総合研究所HP参照）

この分析に加え、北九州市市民検討委員会による分析によって、「広域化の大半を占めていた宮城県・石巻B（石巻市、女川町、東松島市）では、県が受託していたがれきは全量鹿島JVに業務委託し、広域化するがれきは無かった」ということを見つけたことも、重大な発見でした。そしてその事実を行政に突きつける（民事訴訟や通告、公開質問状など）活動は、先に示した国・環境省そして被災県による広域化の政策の見直しとそれそのものの瓦解へと推し進めつつあります。

原子力村に巣食ってきた専門家とは異なり、住民と結び、行政のいう出鱈目なデータを分析し、事実を見つけ、それを武器にして国や環境省の理不尽さと闘う。科学者、技術者、法律家、医師、そして議員など住民サイドに立つ専門家と住民の総合力によって、政策の見直しを引き寄せてきたと言えます。

大メディアの記者たちは、行政見解に逆らう見解を出すときには大学の先生の見解を必須の条件とします。しかし考えてみれば、多くの大学の「専門家」たちの御用学者化が、メディアの今日の劣化を招いている要因の一つになっています。そこで住民サイドに立った専門家、専門家集団が生み出したことは今回のがれき問題の大きな収穫だったということもできます。

6) 北九州市市民検討委員会、ひまわりプロジェクト

昨年5月21日北九州市の検討委員会に住民推薦の専門家や住民自体の参加枠を設けるように要望し、断られたことを切っ掛けに市民サイドで市民検討委員会を発足させることになり、その第1回の検討会が北九州市国際会議場の会議室でもたれました。通常ならば、行政に対して要望を提出し断られれば、そのままになってしまうのが常ですが、北九州市の場合は違っていました。

佐賀大学の理工学部の豊島耕一教授を代表に北九州市の北川喜久雄医師や斉藤利幸弁護士他地元の住民に加え、東日本からの避難者、玄海原発反対活動を行ってきた原豊典氏など周辺自治体の面々、そして全国的には、山本太郎氏、木下幸太氏、青木泰も加わり、検討委員会を結成し、委員会活動と独自の調査活動を開始したのです。

北九州市の検討会は、環境省の見解をそのまま検討委員会の見解とし、住民が心配していた点についてはほとんど触れることのない委員会だったのに対して、市民検討委員会は、委員自体が住民の声を代表するようなメンバーで構成され、「持ち込まれるがれきの汚染の心配は?」「バグヒルターで放射性物

質は除去できるのか？」「がれきの受け入れは復興支援につながるのか？」「低線量内部被曝の影響は？」などについて議論を重ねました。

会議は、大きな会議室を取り委員のメンバーは、コの字型に参加者に向かって座り、参加者の質疑も交えて自由な意見によって議論をつくってゆく形を取り、ネットの情報だけでは、なかなか理解できないことも一緒に考えて行くスペースになっていました。

がれき問題では当時全国で住民活動が展開されていましたが、おそらく専門家や長く住民活動を行ってきた人たちが入り、住民の素朴な疑問に答える現在進行形のような市民検討委員会は北九州市だけだったように思います。北九州市は九州地方の2つの政令指定都市（もう一つは福岡市）の一つであり、九州地方で受け入れを検討している自治体はこぞって北九州市の動向を探るという状況にありました。

そうした中でもたれた市民検討委員会がどのような議論を行うのか？どのような調査内容を発表するのか？そしてどのような行動を示すのかは九州全体のがれき問題に取り組む住民活動にも大きな影響を与えていました。

市民検討委員会の第一回の会合では、余裕のある150人の会議室に多くの参加者が入り、子供さんを抱かえながら床に座り、約300人以上の人で廊下まで溢れ、TVほかのメディアも取材し大変な盛り上がりとなりました。事務局で司会の村上聡子氏は、全国でも初めてという市民検討委員会の運営を臆することなく、むしろ楽しみながら、てきぱきと運営してゆきました。ほとんど打ち合わせの無い中で、10数名の参加した委員から発言をしてもらい、会議自体を盛り上げて行きました。

また子連れで、会議自体になかなか集中できないお母さん達にも、市民にアピールできる会場から市庁舎へのデモへの参加を企画し、すぐさま実行に移しました。市民検討委員会の終了後、大阪からはるばる参加した山本太郎さんを先頭に、そのデモは出発し、ネットの中継で駆け付けた市民を含め、市庁舎につくころには、450名ぐらいになっていました。

丁度試験焼却の実施のための説明会が準備されていたこともあって、この取り組みは、大きな輪になって、ネットを通して流れ、村上氏らが作ってきた「ひなんしゃお話の会」そして「ひまわりプロジェクト」のブログは、全国注視の

ブログとなりました。こうして北九州市の闘いは全国のがれき活動の「希望の星」として位置を得て活動が行われてきました。

市民検討委員会は、第2回、第3回と進められ、この活動によって、先述したように国・環境省にがれきの広域化を大幅に修正させるところまで持っていくことが出来ました。その結果北九州市を除く、九州全域で広域化は断念し、全国でも中四国、大阪市を除く関西、中部地域など広域化の撤退を表明しました。

残念ながら、国・環境省や北九州市は、強大な権力によって、理屈が通らなくともがれきの受け入れを始め、汚染による影響を怖れて市民が北九州市から避難するという事態になっています。

しかし北九州市の本格的な受け入れを前にして、村上氏らが宮城県民に呼び掛け、結成したおひさまプロジェクトが、ようやく花開き「おひさまプロジェクト・宮城」としてがれきの広域化を図る宮城県に住民監査を求め、広域化を直ちにやめることを求めています。仙台オンブズマンの動きとともに、不正をチェックする大きな動きが作られつつあります。

村上氏や斉藤弁護士に感謝の念多しと言うところですが、その村上聡子氏が、九州の伏魔殿のような北九州市議会を変えるために、市議会議員立候補の準備に入っています。推薦人の山本太郎氏も言うように、がれき問題であれだけの闘いをリードし、さらに市議会議員に挑戦してくれるというのは、本当にありがたいことです。何としても当選させ、北九州市ががれき受け入れを止める切っ掛けにしたいと思います。

しかしながら北九州市は市議選の「選挙公報」すら配布しない政令指定都市で、地縁、血縁の無い新人候補には大変困難な選挙となることが予想されます。多くの皆さんが応援に駆け付け、当選を実現させたいものです。

選挙は1月17日に告示され、28日投開票です。ぜひ応援に駆け付けてください。行けない人はぜひカンパをお送りください。がれき問題で私心を捨て、一心不乱に取り組んでくれた村上聡子氏、ぜひ皆さんの応援の声を届けてください。（*2：村上さとしサポーターズ事務所の連絡先）

7) 大阪橋下一中央官僚機構との闘い？

ここまでがれき問題の1年を振り返ってきました。どこから見てもがれきは中央官僚機構が仕掛けた巨大な利権の仕組みでした。現世に生き、この事実を知った私たちは、決してこの不正を見逃すことはできません。

そう！メディアの若い記者たちも共にこれを批判し、このようなことが二度と起こらぬような仕組みづくりに協力をお願いします。

ところで維新の会は確か中央官僚機構の打破が最大の目標だったはず、ところが代表の石原慎太郎氏は、いち早くこの利権に飛びつき、正当な批判をする3千人の住民に「黙れ」と言い放ちました。そして橋下徹大阪市長は、非汚染地域の大阪にがれきの受け入れを計ろうとしています。

受け入れる前に、がれきの広域化が本当に被災地の復興支援に繋がるのか？もっとも忌み嫌う中央の官僚たちによって仕組まれものではないのか？がれきの流用化そのものだという指摘に事実を調査した上で、返答をご用意いただきたい。

追)

この一年の闘いと到達点について概略デッサンしました。

ところで全国の拠点的闘いー北九州市の闘いを先頭になって組み立ててくれた村上氏や斉藤氏のことを「スパイ」といい、326の私や藤原氏のことを「環境省のスパイ」という陰口が囁かれているそうです。

活動の進め方や討議内容で直接議論をしないで、「スパイ」呼ばわりするのは、がれき問題への闘いを分断し、「敵」を利するものです。たぶんその中心人物は、がれき問題で見せた日本の住民活動の活力を見て、恐れを抱いた「某国のスパイ」なのでしょう。(笑)

* 1 : イベント詳細

2月12日(火) 昼(13時30分～) 夜(19時～) 講演会 「がれき処理とアスベスト」 **がれき問題全国活動家会議**

A : がれき問題全国活動家会議<主催> 「326政府交渉ネット」

B : がれき処理とアスベスト <主催> NPOごみ問題5市連絡会
<共催> 326政府交渉ネット

<場所：共通> 豊島区勤労福祉会館(6階 大会議室) 池袋駅西口 芸術劇場通り豊島区西池袋2-37-4 TEL03-3980-3131 <資料代> 800円

Bの講演会内容

「がれきとアスベスト」・・・外山尚紀 (東京労働安全センター)

「23区清掃工場でアスベスト検出の意味」・・・326政府交渉ネット事務局

* 2

村上さとしサポーターズ連絡先 JR小倉駅から徒歩5分

〒802-0002 北九州市小倉北区京町4丁目5-1 田川ビル102

TEL 093-511-2488